

# 行政不服審査法が改正されました

行政不服審査法は、行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為に関する不服申立てについての一般法であり、個別法に特別の定めがある場合を除き、国・地方を問わず、行政庁の処分幅広く適用されています。

この行政不服審査法について、公正性の向上、使いやすさの向上などの観点から、制定以来、およそ50年ぶりに抜本的に見直しされ、4月1日から新たに施行されました。

本市でも、新たな行政不服審査制度が始まることに伴い、体制の整備を図ります。

## 行政不服審査制度とは

行政庁が行った処分などに関し、市民などがその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる制度です。簡易迅速な手続きにより、その処分に対する違法性や不当性を判断し、市民などの権利利益を救済することを目的としています。

## 主な見直し内容

### 公正性の向上～点検の強化(審理の見える化)～

▼審理員による審理手続きの導入

職員のうち処分に関与しない者が審理員となり、審査請求人および処分庁の主張を公正に審理します。

▼第三者機関への諮問手続きの導入

裁決について、有識者で構成される第三者機関が審査庁の判断の妥当性を点検します。市では八潮市行政不服審査会を設置し、裁決に関する点検を行います。なお、審査請求人が希望しない場合などには諮問を不要とするなど、より迅速な手続きに配慮します。

▼審査請求人の権利の拡充

証拠書類などの閲覧に加え、謄写(写しの交付)や、口頭意見陳述において処分庁への質問ができるようになります。

※審理員や八潮市行政不服審査会の委員は、自己の利害に關係する議事には参加することができません。

※情報公開請求や個人情報開示請求などに関する処分については、審理員による審理手続きは行わず、従来どおり八潮市情報公開・個人情報保護審査会による手続きとなります。

### 利便性の向上～使いやすくするための見直し～

▼審査請求期間の延長

不服申立てをすることができ期間が、60日から3カ月に延長されました。

▼不服申立手続の一元化

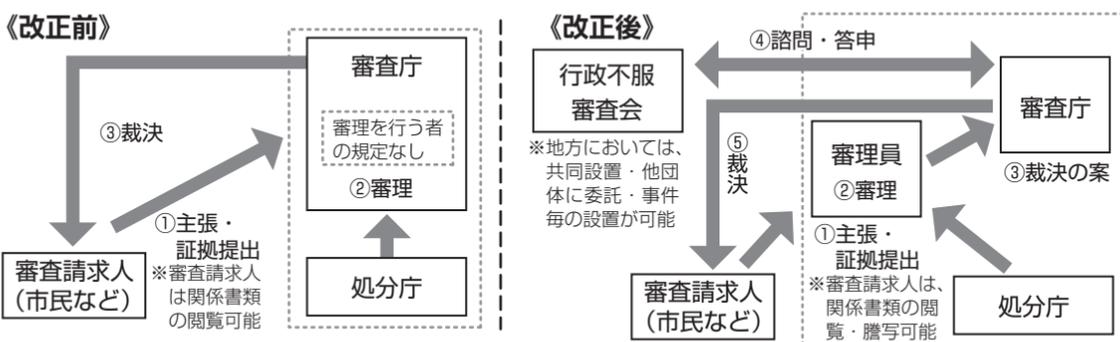
改正前は、上級行政庁がない場合は、処分庁に「異議申立て」をすることになっていましたが、改正後は「審査請求」に一元化されました。

▼不服申立前置の見直し

行政庁が行った処分などに不服がある場合に不服申立てをするか、直ちに訴訟するかは、市民などの選択が原則となっています。改正前は不服申立てに対する裁決を経た後

☎総務人事課 ☎2330

でなければ出訴できないとする法律が96ありましたが、見直しの結果68の法律で廃止または縮小されました。



# 公共下水道に早めの接続を!

公共下水道は、衛生的なまちづくりに欠かせない施設です。公共下水道が整備されると、清潔で快適な水洗トイレが使えるようになります。蚊やハエのいない住みよい、きれいな街になります。

平成28年4月1日現在、公共下水道を使用できる区域は約75ヘクタールになり、下水道普及率も約75パーセントになりました。

## 4月1日から新たに使用できる区域

八條・鶴ヶ曾根・二丁目・木曾根・南川崎・伊勢野・古新田・大原・大曾根・中馬場・南後谷のそれぞれ一部(左の図のとおり)

## 受益者負担金

4月1日から新たに公共下水道を使用できる土地については、平成28年度受益者負担金の賦課対象となります。対象となる方には、内容確認・納付方法などについて個別に通知します。

## 下水道使用料改定

平成28年7月1日から下水道事業運営の健全化を図るために下水道使用料を改定します。ご理解とご協力をお願いします。なお、水道料金について、変更はありません。

## 貸付・補助制度

水洗便所等 改造資金貸付	貸付金の限度額…40万円<無利子> 返済方法…貸付を受けた翌月から毎月1万円
雨水貯留施設 設置費の 補助制度	既存浄化槽(単独・合併浄化槽)の改造 補助額…8万円
	市販の雨水貯留槽の設置 補助額…費用の2分の1以内(限度額2万5,000円)

※貸付・補助の条件などがあるため、事前にご相談ください。

☎下水道課 ☎422

## 公共下水道平面図



…平成28年4月1日から新たに使用できる区域